

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人創樹会（以下「法人」という）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(評議員会及び理事会への出席報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席したとき、役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 役員が同一日に開催された評議員会及び理事会に出席した時は、評議員会報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び役員の報酬)

第3条 役員が理事会出席以外で法人及び法人が実施する障がい福祉サービスの事業（以下「事業」という）の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び事業の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 役員等の役員賠償責任保険に対し、保険料を別表4に定める範囲内で報酬として支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の各年度報酬総額)

第5条 役員等の各年度報酬総額は別表3を超えない範囲で、支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付則

- 1 この規程は、平成23年5月21日より適用する
平成29年4月1日 改正
平成29年6月3日 改正（第3条2項の追加、第6条の追加、
別表3の追加、第9条の変更）
平成29年10月28日 改正（第1条の変更、第2条の削除。
第4条4項の追加、第6条の変更、
第7条の変更、別表4の追加）
平成30年3月23日 改正（第2条の変更・第3条の変更、
別表2の変更）

別表 1

名 称	報 酬	交 通 費
理事会出席報酬等	10,000円	職員通勤手当相当
評議員会出席報酬等	10,000円	職員通勤手当相当

別表 2

名 称	報 酬	交 通 費
評議員 業務報酬等	10,000円	職員通勤手当相当
役員 業務報酬等	10,000円	職員通勤手当相当
監事監査指導報酬等	15,000円	職員通勤手当相当

別表 3

名 称	各年度報酬総額
評議員	定款に定められた額
理事	250,000円
監事	300,000円

※上記報酬額は、税込金額とする。

別表 4

役員 1 人当たりの年間保険料限度額	1,500円
--------------------	--------